

答 申 第 568 号

第 1 審議会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、第 2に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った非開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 令和 5年 1月 30日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「旧条例」という。）に基づき、実施機関に対し次に掲げる個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

令和 4年度実施 名古屋市公立学校教員採用選考結果について

受験番号：○○○○

実技試験項目別得点、小論文項目別得点、個人面接及び集団面接の項目別得点、個人面接及び集団面接の面接官のメモ

2 同年 2月 8日、実施機関は、本件開示請求に対して、実技試験項目別得点（以下「本件保有個人情報①」という。）、小論文項目別得点（以下「本件保有個人情報②」という。）、個人面接及び集団面接の項目別得点（以下「本件保有個人情報③」という。）、個人面接及び集団面接の面接官のメモ（以下「本件保有個人情報④」という。）を特定し、本件保有個人情報②については開示決定（以下「本件変更前処分①」という。）、本件保有個人情報①、③及び④については次の理由により、非開示決定（以下「本件変更前処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(1) 旧条例第20条第 1項第 7号に該当

本件保有個人情報①及び③には、他の採用選考受験者に公開していない本市の選考に係る評価観点、配点等が含まれており、当該文書を請求者のみに開示することは選考において不平等となり、事務の公正又は円滑な実施に支障が生ずるおそれがあるため。

(2) 本件保有個人情報④は行政文書として作成又は取得しておらず、開示の対象となる文書が存在しないため。

3 同年 4月 27日、審査請求人は、本件変更前処分②を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

4 令和 6年 8月 15日、実施機関は、次の理由により本件変更前処分①及び②を取り消し、改めて開示決定及び非開示決定（以下「本件処分」という。）

を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(1) 本件保有個人情報①について

本件変更前処分②での非開示理由の付記に誤りがあったため、非開示理由を下記の通りとする。

本件保有個人情報①は、保存期間の経過により廃棄済みであり、開示の対象となる保有個人情報が存在しないため。

(2) 本件保有個人情報③について

本件変更前処分②での非開示決定は誤りだったため、下記のとおり該当文書を開示する。

2次口述（個人Ⅰ）評定一覧表

2次口述（個人Ⅱ）評定一覧表

2次口述（集団）評定一覧表

(3) 本件保有個人情報②及び④について

本件変更前処分①及び②から変更なし。

5 本件変更前処分②が取り消されたことにより、上記 3の審査請求は処分の取り消しを求める法律上の利益を欠き、不適法となったことから、同年10月10日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第 1項の規定により、審査庁はこれを却下する裁決を行った。

6 同月 7日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち非開示を全て開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 試験の観点は、他の自治体では開示されている情報であり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の非開示情報は含まれない。他の人に開示していないから公平にできないというのは違う。不平等にならないように他の採用選考受験者にも公開するべきである。

(2) 採用試験の成績についてはデータで入力されていると考えられ、復元可

能である。実施機関には開示義務があり、保存期間経過も実施機関の都合であり、一方的な理由で個人情報を開示しないのは不適切である。よって電子データを復元し、開示をするべきである。

(3) 本件保有個人情報①について

ア 個人の得点が書かれているのであれば正当な非開示理由がなければ開示するべきである。保存期間経過により文書がなかったとしても今後のために開示するべき情報であるとの裁定を求める。

各採点官が観点別得点を記入せずに合計得点を出しているとすれば観点を無視した得点になり、教員採用選考試験そのものが平等に行われなかつたことになる。また、保管期限経過が今回の裁定に影響するのであれば、審査請求を保管期限内に行えるようにする、または審査請求された関係書類は保管期限経過後も廃棄しないようにするべきである。

イ 審査請求をしてから年数が経っており、行政文書の保存期間が 1年であれば、一生開示できないことになってしまう。不存在だから開示できないというのはおかしい。開示すべきであったとの裁決を求める。

(4) 本件保有個人情報④について

ア 当該メモの意義に対して

(ア) 下書きであっても個人の評価が書かれている以上個人情報に該当し、正当な非開示理由にはならないと考える。

(イ) 自分が受けた面接では、面接官は皆同じ紙を持っており、実施機関に問い合わせたところ、メモとして使うよう渡しているものとのことであった。これは行政文書に値するので、開示すべきと考える。

イ 当該メモの廃棄に対して

受験者を評価するメモであり、得点の基本となる文書であり、実施機関において配布した以上は行政文書として保管・管理し、開示請求に応じられるようにするべきである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件保有個人情報①について

本件保有個人情報①に合致する文書として実技試験項目別得点記載用の記録用紙がある。当該文書は、各採点官のメモとして位置付けられた資料文書であり、その保存期間は事務処理上必要な 1年未満の期間としているため、

開示請求日時点で当該文書は不存在であり、非開示決定以外の決定をする余地はない。

2 本件保有個人情報④について

審査請求人が求めていた文書は、個人面接及び集団面接試験の際に面接官が使用するメモのようである。このメモは、採用試験終了後廃棄されているが、当該メモの性質や取り扱いについて、以下補足的に述べる。

(1) 当該メモの意義

各面接官の採点結果は、評定一覧表（本件保有個人情報③）に記載するものとされており、当該メモは、各面接官が面接試験で得た心証や評価を記載するための下書き用であり、それをして下書きに用いるかどうかも含めて各面接官に委ねられており、記載ルールも無い。各面接官が面接を終えた後、評定一覧表に採点を記載した時点で、当該メモは役割を終えるものである。

(2) 当該メモの廃棄

当該メモは面接終了後（各面接官が評定を付した後）、実施機関において回収し、その後速やかに廃棄している。

上記（1）において述べた当該メモの性質上、組織共有された行政文書にも該当しないのではないかと考えており、仮に当該メモが廃棄されていなかつたとしても、開示すべき文書には当たらない。

第5 審議会の判断

1 爭点

実施機関が本件保有個人情報①及び④を、不存在により非開示とした本件処分の妥当性が争点となっている。

2 答申に当たっての適用条例について

名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審議会は、新条例附則第2条第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

3 旧条例の趣旨等

旧条例の目的は、第1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

したがって、当審議会は、この条例の原則開示の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

なお、審査請求人は、教員採用試験の評価の観点について、上記第 3の2(1)のとおり、他の採用選考受験者にも公開すべきと主張しているが、審議会においては、審査請求人の保有個人情報に関する処分が旧条例の趣旨に照らして妥当か否かを判断するものであり、こうした主張は、本件処分の妥当性判断において勘案すべきものではない。

4 名古屋市公立学校教員採用選考試験に係る事務について

本市では、実施機関が市公立学校教員の採用試験選考事務を行っている。本件開示請求の対象となっているのは、毎年定例的に実施されている教員採用試験で、令和 4年度名古屋市公立学校教員採用選考試験のうち、選考区分が中学校教員（○○）に係るもの（以下「本件試験」という。）である。

本件試験では、第 1次試験として小論文、総合教養試験、専門試験、実技試験、第 2次試験として口述（集団・個人面接）が実施された。

5 本件保有個人情報について

(1) 本件保有個人情報①は、本件試験の第 1次試験で実施された実技試験における実技試験項目別得点記載用の記録用紙である。各採点官が受験者の○○○○、○○（○○○）、○○（○○○）の実技の結果について、評価の観点ごとに得点を付すことのできるメモ用の文書であり、各得点を合算した合計点を記入する欄が設けられている。試験終了後に合計点を評価点として選考一覧表に記載するためのものである。

(2) 本件保有個人情報④は、本件試験の第 2次試験で実施された口述（集団・個人面接）で各面接官が自身の所見や心証を受験者ごとに備忘のために控える用紙として配布されているものである。各面接官が面接を終えた後、評定一覧表に採点を記載するために用いる下書き用のものである。

6 本件処分の妥当性について

(1) 本件保有個人情報①について

ア 実施機関は、本件保有個人情報①は、保存期間の経過により廃棄済みであり、開示の対象となる保有個人情報が存在しないと主張しているので、この点について判断する。

イ 実施機関によると、本件保有個人情報①は、本件試験の第 1次試験で実施された実技試験における実技試験項目別得点記載用の記録用紙であ

り、採点官が受験者の実技の結果について、あらかじめ定められた評価の観点ごとに得点を付すことのできるメモ用の文書であるとのことである。

ウ 本件試験終了後、各採点官により記載された本件保有個人情報①の合計点を評価点として選考一覧表に記入し、その後、評価点のみが受験者の情報を一元化したデータベースに入力されるとのことである。この評価点は、実施機関が本件試験の選考結果として開示している「最終選考成績シート」中「専門試験得点」に反映されている。評価点がデータベースに入力された後、すなわち本件試験終了後、選考結果に関する決裁が行われる時点では、本件保有個人情報①及び選考一覧表は廃棄されているとのことである。

エ 実施機関が取り扱う行政文書の保存期間は、名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程（平成16年名教委訓令第3号。以下「規程」という。）第7条第1項に定められている。実施機関によると、本件保有個人情報①は、資料文書のうち隨時発生し、短期に廃棄する軽微なものに該当するので、保存期間は規程の別表2、行政文書保存期間区分基準表のうち、事務処理上必要な1年未満の期間に該当している。

オ 本件保有個人情報①は、実技試験の項目別得点を付すことのできるメモ用紙であり、本件試験終了後、選考一覧表への記入及びデータベースへの入力により、その役目を終える性質のものであることに鑑みると、上記ウのとおり、データベースに入力後、不要となった本件保有個人情報①を廃棄したという実施機関の説明に、特段不合理な点は認められない。

(2) 本件保有個人情報④について

ア 実施機関は、審査請求人が開示を求めている本件保有個人情報④は、行政文書として作成又は取得しておらず、開示の対象となる保有個人情報が存在しないと主張しているので、この点について判断する。

イ 旧条例第2条第1項第2号によると、保有個人情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

ウ 本件保有個人情報④は、本件試験の第2次試験で実施された口述（集

団・個人面接)で各面接官が得た心証や評価を記載するための下書き用のメモである。実施機関によると、これを使用して下書きに用いるかどうか等も含めて各面接官に委ねられており、各面接官が本件保有個人情報③である評定一覧表に採点を記載した時点で役割を終えるもので、面接試験終了後に回収しチェックや転記をすることもなく速やかに廃棄しているとのことである。

エ 上記ウのとおり、本件保有個人情報④は下書きに用いるかどうか等も含めて各面接官に委ねられており、回収後に実施機関のチェックや転記もされず廃棄していることから、実施機関が組織的に用いるものとして利用する性質を有するものではなく、旧条例上開示の対象となる保有個人情報であるとは認められない。

(3) したがって、本件保有個人情報①及び④を不存在により非開示とした決定は妥当である。

7 なお、審査請求人の主張は、本件保有個人情報①及び④に係る実施機関の保管及び管理に疑義を示すものであるが、本件保有個人情報①及び④が存在する事情を具体的に述べるものとは認められず、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

8 上記のことから、「第1 審議会の結論」のように判断する。

第6 審議会の処理経過

年月日	内 容
令和6年10月11日	本件審査請求に係る諮問書の受理
11月12日	本件審査請求に係る弁明書の受理
12月17日	本件審査請求に係る反論意見書の受理
令和7年1月17日 (令和6年度第10回)	調査審議
6月30日 (令和7年度第3回)	調査審議
7月25日 (令和7年度第4回)	調査審議 審査請求人の意見を聴取

8月22日 (令和 7年度第 5回)	調査審議
9月29日	答申